

熊本県内への教育旅行にて活用される教育プログラムの利用料金を助成します！

このたび、熊本県内への教育旅行誘致および教育プログラムの利用促進を目的として、**教育プログラム参加費用を助成する制度を改正**いたしました。
是非、熊本へ教育旅行にてお越しください！

自分の命は
自分で守る

助成金額

**1人あたりプログラム参加費用×
参加人数**

※教育旅行1件あたりの上限は、
100,000円になります。

対象期間

令和7年4月1日より

※申請は令和7年4月1日より受付いたします。

申請対象者

旅行業法の規定に基づく旅行業の登録を受けている**旅行業者**

※旅行団体から直接の申請はできません

対象プログラム

「熊本県教育旅行」サイト掲載プログラムの内、**下記のカテゴリのいずれか又は両方に該当するもの。**

<カテゴリ>

- ①防災・減災
- ②探求・SDGs

「熊本県教育旅行」サイト
対象プログラムはコチラ



その他

- ・本助成制度は、「熊本市内宿泊教育旅行プログラム助成金交付要項」に基づき実施いたします。
- ・申請の流れについては、裏面をご参照ください。
- ・予算の上限に達しましたら、終了する場合があります。

【担当部署】

〒860-0041

熊本市中央区細工町4丁目30-1 扇寿ビル5階

(一財)熊本国際観光コンベンション協会

担当：観光誘致課 観光誘致班

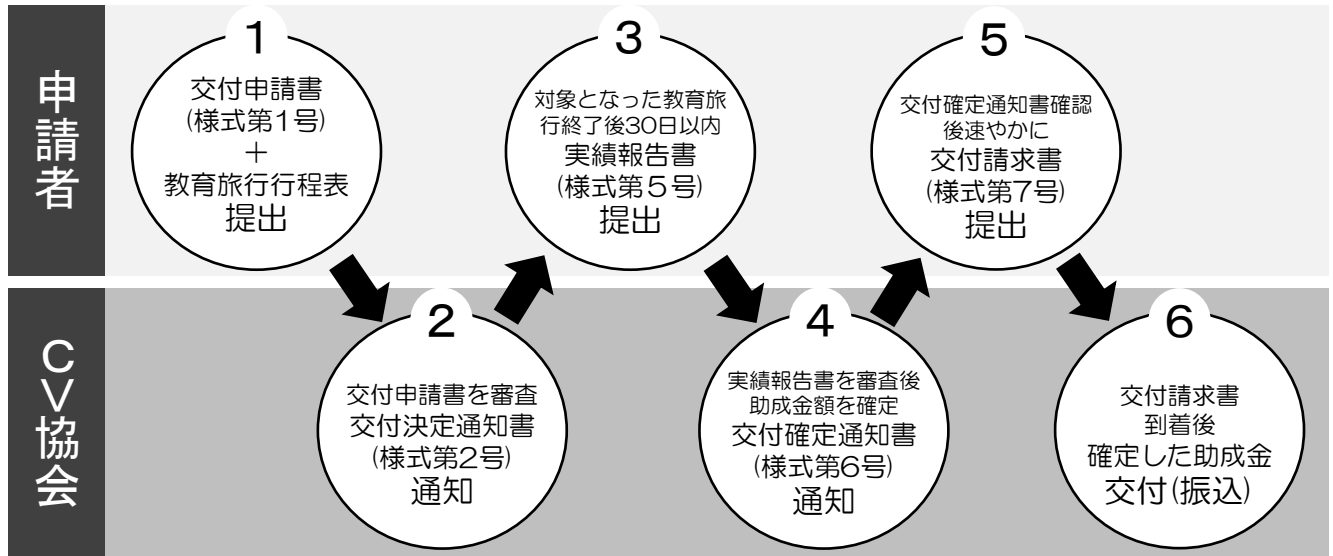
TEL 096-359-1788

FAX 096-359-8520

メール：tourism@kumamoto-icb.or.jp

令和7年5月1日施行

熊本市内宿泊教育旅行プログラム助成金交付までの流れ



1. 交付申請書（様式第1号）の提出

交付申請書と教育旅行行程表（宿泊施設が記載されたもの）を、電子メール(押印済のPDF)にて提出してください。

※教育旅行開始日の前日から起算して14日前までに必着

2. 交付決定通知（様式第2号）

申請書を審査後、助成金を決定をし、交付決定通知書を申請者へ通知します。

※申請内容に変更や中止の事由が生じた場合、変更申請書（様式第3号）を提出してください。

審査後、交付変更（取消）通知書（様式第4号）を申請者へ通知します。

3. 実績報告書（様式第5号）の提出

教育旅行終了後、宿泊実績報告書を、電子メール(押印済のPDF)にて提出してください。

※教育旅行終了後30日以内かつ当該事業年度内に必着

4. 交付確定通知（様式第6号）

実績報告書を審査後、助成金を確定し、交付確定通知書を申請者へ通知します。

5. 交付請求書（様式第7号）の提出

交付確定通知を受けた申請者は、交付請求書を電子メール(押印済のPDF)にて提出してください。

※申請者からの提出物が各期限までに提出されない場合、助成できない場合があります。
あらかじめ御了承の上、期限内のご提出をお願いいたします。

是非、熊本への教育旅行お待ちしております！

